

議案第 6 8 号

海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

人事院勧告、神奈川県人事委員会勧告等に鑑み、所要の改正を行うため

海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の40」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成28年12月に支給する勤勉手当の特例措置)

15 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第17条第2項第1号の規定の適用については同号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、同項第2号の規定の適用については同号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」とする。

別表第1備考2中「181,200円」を「182,700円」に改める。

(海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正)

第2条 海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の217.5」を「100分の222.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成28年12月に支給する期末手当の特例措置)

26 平成28年12月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の222.5」とあるのは、「100分の227.5」とする。

(海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	372,000 円
2	420,000 円
3	471,000 円
4	532,000 円
5	607,000 円
6	709,000 円
7	829,000 円

第 8 条第 2 項中「100 分の 157.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 28 年 12 月に支給する期末手当の特例措置）

- 6 平成 28 年 12 月に支給する期末手当に関する第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 162.5」とあるのは、「100 分の 167.5」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職給与条例」という。）別表第 1 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の一般職給与条例の別表第 1 の規定を適用する場合においては、改正前の海老名市一般職の職員の給与に関する条例別表第 1 の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職給与条例別表第 1 の規定による給与の内払とみなす。